

平成 25 年 4 月 18 日

各 位

委託会社名 日興アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役 村上 雅彦
問い合わせ先 ETF センター 今井 幸英
(TEL. 03-6447-6581)

ETF の名称変更（約款変更）予定のお知らせ

ETF に係る名称変更（約款変更）の予定について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 銘柄名（コード）	上場インデックスファンド S&P CNX Nifty 先物 （インド株式）（1549）
2. 変更内容およびその理由	運用目標とするベンチマークの名称が「 S&P CNX Nifty 指数先物」から「 CNX Nifty 指数先物」へ変更となったため、信託の名称および信託約款の一部に所要の変更を行ないます。
3. 届出の予定日	平成 25 年 4 月 19 日
4. 約款変更実施予定日	平成 25 年 4 月 20 日

以 上

(別 紙)

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド S&P CNX Nifty 先物 (インド株式) 約款 信託の名称
第21条
第34条
第44条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
信託の名称 上場インデックスファンド <u>CNX Nifty先物</u> (インド株式)	信託の名称 上場インデックスファンド <u>S&P CNX Nifty先物</u> (インド株式)
(運用の基本方針) 第21条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を円換算した対象指標（この信託では、「 <u>CNX Nifty指数先物</u> 」を対象指標とし、「 <u>CNX Nifty指数先物</u> 」は <u>CNX Nifty指数</u> を原資産とする、シンガポール証券取引所における <u>CNX Nifty指数先物</u> の直近限月の清算値とします。以下同じ。）の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。 2. ～9. (略)	(運用の基本方針) 第21条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を円換算した対象指標（この信託では、「 <u>S&P CNX Nifty指数先物</u> 」を対象指標とし、「 <u>S&P CNX Nifty指数先物</u> 」は <u>S&P CNX Nifty指数</u> を原資産とする、シンガポール証券取引所における <u>S&P CNX Nifty指数先物</u> の直近限月の清算値とします。以下同じ。）の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。 2. ～9. (同 左)
(信託事務等の諸費用) 第34条 ① (略) ②前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 1. ～9. (略) 10. 「 <u>CNX Nifty指数先物</u> 」その他これに類する標章の使用料 ③～⑤ (略)	(信託事務等の諸費用) 第34条 ① (同 左) ②前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 1. ～9. (同 左) 10. 「 <u>S&P CNX Nifty指数先物</u> 」その他これに類する標章の使用料 ③～⑤ (同 左)

(信託契約の解約) 第44条 ① (略) ②委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 2. <u>CNX Nifty指数</u>が廃止された場合 3. <u>CNX Nifty指数先物</u>に係る取引が廃止された場合 4. <u>CNX Nifty指数先物</u>に係る取引の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第49条第4項の規定を満たさず、行なわれないこととなった場合 なお、第1号に掲げる事由について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。 ③～⑥ (略)	(信託契約の解約) 第44条 ① (同 左) ②委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 2. <u>S&P CNX Nifty指数</u>が廃止された場合 3. <u>S&P CNX Nifty指数先物</u>に係る取引が廃止された場合 4. <u>S&P CNX Nifty指数先物</u>に係る取引の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第49条第4項の規定を満たさず、行なわれないこととなった場合 なお、第1号に掲げる事由について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。 ③～⑥ (同 左)
---	---